

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労務管理・許認可申請

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 3
電話 : 03 - 3609 - 7668
FAX : 03 - 3609 - 0404
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2006年10月号

<健康保険扶養者の認定確認が実施されます>

◆10月に毎年実施

政府管掌健康保険の被扶養者認定状況の確認（検認）が、平成18年10月から実施されます。これは、健康保険法施行規則50条に基づくものです。

「健康保険被扶養者調書（異動届）」が社会保険事務所から事業所へ送付されてきますので、社員へ配布して記載内容を確認し、必要事項を記入し、必要な書類（収入に関する証明、被保険者と同一世帯であることが確認できる書類等）を添付して、期日までに管轄の社会保険事務所へ提出しなければなりません。

この確認は、今後毎年実施される予定です。

◆検認の対象者は

「健康保険被扶養者調書（異動届）」が送られてくる対象者は、政府管掌健康保険の被扶養者であって、次の条件に該当しない人です。

- ① 平成18年4月1日以後に扶養者の認定を受けた人
- ② 平成18年4月1日以後において15歳未満の子がいる人（ここでの15歳とは、4月1日において15歳の人をいいます）

◆被扶養者に該当しない条件

- ① 就職など新たに被保険者となったとき
- ② 被扶養者の年収が130万を超えることにより、扶養者となるための要件を満たさなくなったとき
- ③ 結婚して、他の被保険者の方の被扶養者となったとき
- ④ 被扶養者が死亡したとき

上記の条件に該当しているにもかかわらず変更の手続きを行わず、医療機関等で治療等を受けた場合は、資格を喪失した日以降にかかった医療費を返還しなければなりません

◆収入に関する添付書類

収入に関する証明書類として、「課税（非課税）証明書」、「年金証書もしくは年金額改定通知書の写し」、「雇用保険受給資格者証の写し」等が必要となります。

所得税法により規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合は、事業主の確認により収入に関する証明の添付を省略することができます。また、15歳以上の昼間の学生（高校生、大学生、専門学校生等）については、収入に関する証明の添付は必要ありません。

離婚時の年金分割額を通知するサービス開始

◆10月1日から実施

2007年4月1日から「離婚時の年金分割制度」が実施されるのに合わせて、妻も夫も50歳以上の場合、本人の求めがあれば、分割時に受け取ることができる年金見込額を通知するサービスを、社会保険庁が10月1日から始めます。

年金分割制度では、分割の割合は夫婦の話し合いまたは裁判によって決められますが、2008年4月以降は強制的に折半となり、社会保険庁からそれぞれに直接送金されることになっています。

◆現状における離婚後の年金分割

現在は、離婚した場合に年金をいったん夫が取得し、それを妻に分けるといったケースが主流ですが、夫が送金しないケースも多いようです。

年金の計算は、制度が複数あり、法改正も多いため、一般の人には難しいものとなっています。特に、妻が夫に離婚の意思を隠しているような場合、内証で夫の年金について調べることは非常に困難です。

◆「通知サービス」の概要

通知サービスでは、妻か夫のどちらかが請求した場合、相手に見られることなく年金見込額を知ることができます。社会保険事務所に、自分の年金手帳と戸籍抄本（または謄本）を提出すれば試算してもらうことができます。ただ、通知されるのは本人の見込額だけであり、相手の額までは知ることはできません。

夫婦とも年金額が確定している場合には、実際に受け取っている年金額をもとに試算し、それ以外のケースでは将来受け取る見込額に基づく試算となります。

50歳未満の場合は将来の年金見込額自体を試算することが困難なため、結婚期間中の双方の納付記録や支払った保険料総額、認められる分割割

合などの情報提供にとどめられるようです。

<年金保険料の納付記録の訂正>

◆加入記録を審査するチームを設置

「国民年金の保険料を払ったが、納付期間に算入されていない」「年金に反映されていない」などの苦情が国民年金の加入者・受給者から出てくることを受けて、社会保険庁は、加入者の申立てに基づいて年金加入記録についての審査を行うチームを設置しました。

◆納付記録の訂正方法

これまで、加入者が納付記録の訂正を求めるには、保険料を納付したことを証明する領収書が必要でした。

それが今回、領収書に限らず、例えば当時の預金通帳など保険料納付に関する状況が記載された資料（厚生年金の加入者であれば企業の在職記録も資料になります）を提出すれば、審査チームが事実関係の調査を行い、記録訂正の可否を判断することとなりました。

◆手続きの流れ

記録訂正の窓口は各地の社会保険事務所で、当面8月21日から12月末まで、年金記録相談の特別強化体制がとられることとなります。

具体的な手続きの流れは、以下の通りです。

- ① 納付記録が誤りだと主張する「記録の申立書」と、その期間の保険料納付に関する状況が記載された資料（預金通帳等）を提出する。
- ② 社会保険事務所は、「申立ての概要を作成」し、「記録の申立書」と「申立ての概要」を社会保険庁本庁の審査チームに送付する。
- ③ 審査チームは、記録訂正の可否を判断する。
- ④ 判断結果について、本庁から社会保険事務所宛てに通知し、社会保険事務所長は判断結果を本人に郵送する。

製造業に横行する偽装請負と是正指導

◆「偽装請負」の現状

製造業の工場などで「偽装請負」と呼ばれる違法な労働形態が広がりを見せています。メーカーなどが請負労働者に直接指揮命令を行う偽装請負について、厚生労働省では、労災隠しにつながる恐れがあると警戒を強め、全国の労働局が2005年度に是正指導した件数は過去最多となりました。

偽装請負が見つかった場合、多くは労働局の是正指導でとどまっていますが、悪質な場合は「事業改善命令」や「事業停止命令」などで対応しているようです。

◆「偽装請負」とは？

偽装請負は労働者派遣法などに抵触するもので、元々建設業界に多かったのですが、最近では製造業などでも横行するようになり、厚生労働省では、2004年度から企業への立ち入り調査を強化していました。

メーカーの製造現場などで偽装請負が増えている背景には、外部の労働者を低賃金で、しかも安全責任もあいまいなまま使える好条件を、メーカー側が暗黙のうちに利用している実態があると言われています。

メーカーなどが外部の労働者を指揮命令するためには、労働者派遣法に基づき派遣契約を結ぶ必要がありますが、形式的な「請負」と装った場合には労働安全衛生法上の義務などを負う必要がなくなります。派遣、

請負、正社員が同じ工場で働く場合、企業側が直接指揮命令を行えるのは派遣と正社員のみです。

そこで工場内での業務をスムーズに、効率よく進めたい企業が、一括して直接命令を出して「偽装請負」となるケースもあるようです。

また、メーカー側がきちんと派遣に切り替えた場合、派遣労働者が原則1年以上同じ企業で勤務した場合、労働者に直接雇用を申し入れなければならないためにコスト増になることから、派遣への切り替えに消極的な企業が多いのが実態のようです。

◆つながる「労災隠し」への不安

偽装請負が行われている場合、請負会社は労働者をメーカーに送り込むだけで、安全に関する責任の所在があいまいになりがちです。そしてひとたび「労災」をきっかけに行政機関が立ち入り調査すると、偽装請負が発覚してしまう可能性があることから、「労災隠し」が起きやすいとも言われています。これでは労働者も「安心して働けない」と不安の声が広がっているのです。



出産手当金が増額（来年4月から）

トピックス

◆出産手当金の概要

出産手当金とは、「被保険者」（適用事業所に使用される者および任意継続被保険者）が、出産のため出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）、出産日後56日までの労務に服さなかった期間について、標準報酬月額額の60%が支給されるという制度です。

会社に勤めている人は、会社の人事・総務など健康保険の窓口へ、すでに会社を退職した人は、健康保険組合または会社を管轄する社会保険事務所などへ申請を行います。

産後56日後から、さらに1～2カ月後に、指定した口座に振り込まれます。

◆対象者・支給額が変更

健康保険法の改正により、「被保険者」の中から任意継続被保険者は除かれることになったため、2007年4月からは任意継続被保険者への出産手当金の支給はなくなります。

また、退職して被保険者の資格喪失後6カ月以内の人についても、2007年4月以降は支給されなくなります。

また、同時に支給額の見直しも行われます。現在、報酬月額額の60%が支給されていますが、改正後は、賞与を含めた総報酬月額額の3分の2が支給される予定です。

◆経過措置

今回の改正では、経過措置が設けられています。

2007年3月において出産手当金を受けていたあるいは受けるべき状態である任意継続被保険者については、同年4月以降も支給されます。

退職して被保険者の資格喪失後6カ月以内の人についても、任意継続被保険者同様の経過措置が設けられています。

「今度は労働行政の出番」に 柳澤厚労相が記者会見

柳澤伯夫厚生労働相は27日の共同記者会見で、社会保険庁改革や少子化対策、厚生年金と公務員などの共済年金の一元化、労働法制の見直しなどに関する質問に答えた。この中で、厚生労働省では3年がかりで年金、介護、医療制度などの改革を積み重ねてきたが、今度は労働行政の出番になるとの認識の下で、労働法制の見直しなどに取り組む姿勢を示した。

介護報酬の返還請求総額 2005年度は約45億円

市町村が、介護保険施設運営事業者の不正請求や事務的ミスなどによって2005年度に介護報酬の返還請求をした額が、約45億円（4,113事業所が対象で、悪質事例の加算額約2億円を含む）に上ったことが、厚生労働省の調べでわかった。前年度の請求額（約81億円）から大幅に減少したものの、悪質な不正請求により介護保険施設の指定を取り消される事業所は増加している。

群馬銀が残業代12億不払い

共同通信によると、群馬銀行（前橋市）は9月27日、2004年6月から06年5月までの2年間に、従業員約3,250人に計約12億円の時間外手当の不払いがあり、29日に支払うと発表した。前橋労働基準監督署が、パソコンの使用記録と労働時間に違いがある従業員がいたため、行政指導。同行が退職者なども含む約4,800人を対象に実態調査した。不払い額は平均37万円で、最大は約330万円。同行は「今後は法令を順守し、労務管理を厳正かつ適正に行う」としている。